附設東京ゴルフコンペ 会則(案-2)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、附設東京ゴルフ会(以下「本会」という)と称する。

(目的)

第2条 本会は、ゴルフの定例競技会を開催し、ゴルフを通じて久留米大学附設高等学校同窓会(以下「同窓会」という。)の会員相互の親睦を深めると共に交流を通して、同窓会の発展に寄与することを目的とする。

(参加資格)

第3条 本会には、次の者が参加できる。

- 1) 同窓会会員
- 2) 同窓会会員の配偶者
- 3) 同窓会会長(以下「会長」という。)又は同窓会東京支部長(以下「東京支部長」という。)が参加を認めた者

(参加辞退)

- 第4条 次のいずれかに該当するときは、会長及び東京支部長の判断で、参加を辞退してもらうことができる。
 - 1) 本会又は同窓会の規則に違反し、再三の注意喚起にも拘わらず従わなかったとき
 - 2) 本会もしくは同窓会の名誉を著しく毀損し、又はその目的に反する行為をしたとき

第2章 組織および運営

(役員)

- 第5条 本会には、会長及び同窓会東京支部役員の合議により、次の役員を置くことができる。
 - 1)代表幹事 1名
 - 2)その他必要な役員

(選任 任期)

第6条 前条の役員の任期は原則として同窓会役員任期と同じとする。但し、会長及び同窓会東京支部役員の合議により異なる定めをすることができる。

(職務)

第7条 代表幹事は、本会を代表して会務を統括するとともに、ゴルフ会開催の担当幹事にアドバイスを行う。

(会計)

第8条 原則は開催した本会が開催する定例競技会ごとに担当幹事が担当する。繰越金が発生した場合は次回の担当幹事に引き継ぐ。

第3章 本会定例競技会(以下「例会」という)の開催要領

(開催月)

第9条 本会は、年間2回の開催とし、原則として例会のパーティー時に次会開催月を決める。但し、やむ 得ない事由により変更することがある。

(開催日の予約)

第10条 担当幹事は責任をもって例会開催日の決定、予約の取得、コンペルームの確保を行う。

(担当幹事)

第11条 例会優勝者とブービー者の2名が次回担当幹事となり、競技会の運営に係る全ての業務を行う。 但し、やむを得ない事情により担当幹事となるべき者が業務を遂行できない場合、優勝者について は次位入賞者が、ブービー者についてはその一つ上位者が、これを代行し、その場合担当幹事とな るべきであった者は応分の謝意をその代行者に供与する。

(出場者)

第12条 担当幹事は過去の参加登録者(名簿有り:添付参照)や回生代表を通じて広く参加を呼びかける。 また例会参加者を把握し、確定出場者の組合せを倶楽部と参加者へ連絡する。尚連絡方法はメールを原則とする。

(担当幹事の役割)

- 第13条 担当幹事の役割は以下のとおりとする。
 - 1) 10条、12条の内容
 - 2)組み合せ、ゴルフルールの確認、ゲームの種類と内容説明、会費の通知
 - 3) 会費徴収を含めたパーティーの進行
 - 4) 次回担当幹事への引き継ぎ

(会費)

第14条 担当幹事は、参加者数と表彰のバランスにより会費額を決定し、事前に連絡の上、当日競技終 了後に徴収する。同窓会会員の配偶者の会費は同窓会会員の会費の50%以下とする。

第4章 本会定例競技会の表彰

(コンペ方式及び表彰)

第15条 新ペリア方式でホールカットなし、ハンディ上限なしを原則とし、優勝者、2位、3位、B.Bを表彰する。なお、同一スコアの場合は、年長者が上位とする。

(その他の表彰)

- 第16条 担当幹事は、前条に定めるほか、参加者に応じて次の特別賞を採用することとする。特別賞の採択、またその詳細ルールは担当幹事に一任する。
 - ① ドラコン、ニアピン、ベスグロ、シニア優勝(65歳以上)、女性優勝
 - ② 夫婦2組以上の参加の場合は対抗戦優勝
 - ③ 世代毎(例10年単位の回生区分)のクラス別優勝
 - 4 回生対抗戦
 - ⑤ その他 開催する競技会に応じて適切と思われる賞

(表彰・賞金)

第17条 優勝者には会長カップが授与される。会長カップは持ち回りとして、5回毎に取り切り戦を行う。取り切り戦ルールは別途定める。 また入賞者には賞金を授与する。その額は出場者の人数により総額はその都度変わることにより、社会的に妥当な配分とし担当幹事に一任する。

以上